

公立学校における教育活動の再開に向けた 県教育委員会の対応（令和2年5月22日現在）

1 基本的考え方

- 国における緊急事態宣言が解除され、知事からの協力要請を受け県教育委員会として実施している県立学校の臨時休業を終了し、6月1日（月）に再開する場合に備え、5月25日（月）から学校としての必要な受け入れ態勢を整えていく。
- 臨時休業終了後の県立学校の再開については、
 - ・ 社会全体が長期にわたり新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識の下、
 - ・ 次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることから、
ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など、段階的に行っていく。
- 市町村教育委員会に対しても、同様の考え方を示していく。

【県立学校の登校方法パターンとその概要】

登校方法	高等学校・中等教育学校			特別支援学校		
	期間	概要(人数は程度)	5/31 解除の場合	期間	概要	5/31 解除の場合
準備期間 (ガイダンス登校)	1週間程度	各学年1日ガイダンス登校 4校で入学式を予定 20名/教室、200名/回	6/1(月) ～6/5(金)	1週間程度	学年や障がい部門ごとに 1日の登校を設定 4校で入学式を予定	6/1(月) ～6/5(金)
分散登校	2週間程度	週2回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200～300名/回	6/8(月) ～6/20(土)	2週間程度	週1回(高等部3年は週2回) 全校生徒の20～30%程度/回	6/8(月) ～6/19(金)
	1週間程度	週3回 必要に応じて土曜日も活用 40分×3時間 20名/教室、200～400名/回	6/22(月) ～6/27(土)	2週間程度	週2回(高等部3年は週3回) 全校生徒の50%程度/回 給食あり	6/22(月) ～7/3(金)
時差通学・ 短縮授業	1週間程度	全生徒毎日登校 40分×3時間 40名/教室、全生徒/回	6/29(月) ～7/4(土)	1カ月程度	全児童・生徒等登校 給食あり	7/6(月) ～7/31(金)
	2カ月程度	全生徒毎日登校 40分×6時間 40名/教室、全生徒/回	7/6(月) ～8/29(土)	1週間程度	全児童・生徒等登校 午前授業	8/24(月) ～8/28(金)
通常登校	その後	全生徒毎日登校 50分×6時間 40名/教室、全生徒/回	8/31(月)～	その後	全児童・生徒等登校 給食あり	8/31(月)～
夏季休業	各学校が年間の休業日の日数（現行60～55日間）を40～35日の間で設定する。全校8/7(金)から8/16(日)までの10日間については必ず夏季休業に含めることとする。			8/1(土)～8/23(日) 23日間（現行42日間）		
部活動	「時差通学・短縮授業」の段階から段階的に実施					

- ※ 仮に、5月31日（日）までの現行の緊急事態宣言期間の前に宣言が解除された場合も同様の日程とする。その場合、5月31日（日）までは、学校の臨時休業を継続する。
- ※ 更に今後の分散登校や時差通学・短縮授業の期間については、状況の推移により変更することがある。

2 ガイドラインの配付

- 県立高等学校・中等教育学校、県立特別支援学校、それぞれの段階的な再開に向けて作成した「ガイドライン」を、県立学校長あてに「再開に向けた準備通知」とともに送付する。
- 市町村教育委員会に対して、市町村立小・中学校向けの「ガイドライン」を、「再開に向けた準備依頼」とともに送付する。

(主な内容)

- 各段階における登校方法とその期間
- 再開後の学習活動や評価のあり方、感染防止策 など

別紙1 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（高等学校・中等教育学校）

別紙2 県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（特別支援学校）

別紙3 市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン概要（小・中学校）